

## 国に対する緊急提案〔東日本大震災関連〕の実施について

### 1 趣旨

これまでの想定を超えた規模の地震や津波への対策、原子力発電所の安全性の確保、様々な分野で県内に広がりつつある震災の影響への対策が急務となっており、そうした現状を踏まえ、国において早急に対応すべき事項について緊急提案を実施した。

### 2 実施日

平成23年5月17日（火）

### 3 提案事項

別紙のとおり

### 4 提案先省庁

内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省（原子力安全・保安院）、国土交通省（観光庁）

緊急提案事項	提案先省庁	県部局
<p>1 東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合に備えた防災対策の推進等</p> <p>東海地震、東南海地震、南海地震の3地震が連動して発生した場合の被害想定を最新の知見・データに基づいて早急に策定するとともに、防災基本計画等の見直しを行い、3地震が連動して発生した場合に備えた新たな防災対策を強力に推進すること。</p>	内閣府 文部科学省	知事直轄
<p>2 原子力発電所等の安全性の確保</p> <p>① 福島原子力発電所の事故を受けて各電気事業者等に求めた「原子力発電所の緊急安全対策」の迅速かつ厳格な確認と継続的な検査を行うとともに、今回の事故の全体像を速やかに検証した上で、各電気事業者等に抜本的な対策を早急に講じるよう求めること。</p> <p>② 今回の事故に係る分析・評価結果を踏まえ、防災基本計画等の抜本的な見直しを行うなど、原子力防災体制の強化を図るとともに、原子力施設の安全性向上・確保に万全の対策を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 文部科学省 経済産業省 原子力安全・保安院	知事直轄
<p>3 公立学校の耐震化の促進</p> <p>県及び市町村が計画している全ての公立学校施設整備事業が確実に実施できるよう十分な財源を確保するとともに、補助単価について実態に即した見直しを図ること。特に、財政措置が講じられていない高等学校等の耐震化についても対象とすること。</p>	内閣府 文部科学省	教育委員会
<p>4 震災への対応に係る地方財政措置</p> <p>(1) 被災県への支援に係る財政上の措置</p> <p>被災地以外の自治体が行う被災者及び被災地域の支援に要した経費について、特別交付税や新たな交付金の創設等により確実に措置すること。</p> <p>(2) 防災対策の強化等に係る財政措置の充実・強化</p> <p>東日本大震災の影響を受けて地方が行う防災対策の強化に要する経費をはじめとした歳出について、地方の一般財源に係る確実な財政措置の充実・強化を図ること。</p>	内閣府 財務省 総務省	総務部
<p>5 東日本大震災関連の雇用対策の推進</p> <p>(1) 雇用創出関係基金事業の基金の積み増し等</p> <p>東日本大震災の影響を受け、今後の雇用情勢がさらに厳しくなることが懸念されることから、平成23年度において雇用創出関係基金事業の基金を積み増しし、実施期間も延長すること。</p> <p>(2) 雇用調整助成金等の要件緩和</p> <p>東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、平成23年度において、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の特例対象地域を全国に拡大すること。</p>	内閣府 厚生労働省	産業労働部

緊急提案事項	提案先省庁	県部局
<p><b>6 観光への風評被害対策の強化</b></p> <p>(1) 正確な情報発信による風評被害の払拭 東日本も含め日本全体で積み上げてきた訪日観光の火を消さぬよう、誤った情報による風評被害を一掃するため、国として統一かつ強力に海外に対する正確な情報発信を実施すること。</p> <p>(2) 渡航自粛措置解除等の働きかけ 国内各地域の正確な情報に基づき、渡航自粛等の措置を順次解除・緩和するよう、関係省庁と連携し、各国（地域）政府に強力に働きかけを行うこと。</p> <p>(3) 訪日観光キャンペーン活動の実施 適切な時期を見定め、国内外での訪日観光キャンペーンを大々的に展開すること。</p>	<p>内閣府 国土交通省 観光庁</p>	<p>産業労働部</p>
<p><b>7 農産物等の輸出規制への対策</b></p> <p>(1) 放射能基準適合検査体制の整備 放射能検査を行うための体制整備を早急に行い、日本産農産物等の輸出への影響が最小限となるようにすること。</p> <p>(2) 農産物の科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃 科学的な根拠に基づかない輸入停止の措置を行っている国に対し、輸入規制の撤廃を強く申し入れること。</p> <p>(3) 諸外国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行 証明書の発行については、本来、国が行うべき事項であるが、申請者や発行主体となる都道府県の負担が最小限ですむよう、国の責任においてその実施基準を明確に示すこと。</p>	<p>内閣府 農林水産省</p>	<p>農林水産部</p>